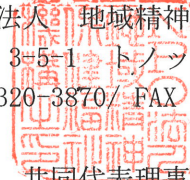


平成 30 年 7 月 17 日

文化庁文化部国語課長  
高橋憲一郎 様

認定特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構  
272-0031 千葉県市川市平田 3-5-1 トノックスビル 2F  
TEL 047-320-3870 / FAX 047-320-3871

共同代表理事 宇田川 健



## 「碍」の字を常用漢字に追加することに関する要望書

平素は、国語の改善及びその普及に対してご尽力されていることに、厚く感謝申し上げます。

本機構は、2007 年の創立以来、精神障害のある人たちに対する正しい知識の普及、差別や偏見をなくすための活動などに取り組んでまいりました。

そうした活動の一環として、「精神障害」という標記が可能になるよう、このたび「碍」の字を常用漢字に追加することを強く要望いたします。

「碍」という文字を常用漢字に追加するための検討は 2010 年に国会等で行われましたが、残念ながら追加には至りませんでした。障害のある人たちに対して、「障碍」という表記は古くから行われていましたが、戦後、当用漢字に「碍」の字が入らなかったために、公的な表記として「障害」が使われるようになりました。

しかし、「害」という表記が偏見を助長するという理由のもと、「障碍」という表記を独自に使用している会社、団体などもあります。また、「害」の使用を避けるためにやむなく「障がい」という漢字とひらがなが混在した所謂「交ぜ書き」も目立ち始めています。

また、碍の字は一般のパソコン等の変換機能では、標準となっています。これは、国際的に見ても障碍と書くことが推奨されていると思われまます。

本機構は、「障碍」の表記が、広く可能になるよう下記について要望いたします。

### 記

1. 「碍」の文字を常用漢字に追加してください。

1. 各種公文書の中で、「障害」という表記を「障碍」と改めるようにしてください。

以上、要望いたします。